

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」  
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果について

令和元年 5 月

文部科学省科学技術・学術政策局

人材政策課研究公正推進室

## 目次

はじめに	1
特徴的な取組	2
調査結果詳細	
1 帯広畜産大学	10
2 弘前大学	18
3 東北医科薬科大学	27
4 東京外国語大学	32
5 東京海洋大学	41
6 海洋研究開発機構	50
7 長岡技術科学大学	61
8 名城大学	72
9 滋賀大学	82
10 京都工芸繊維大学	92
11 同志社大学	100
12 鳥取大学	110
13 広島大学	118
14 北九州市立大学	130
15 佐賀大学	137
参考	
1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票①	145
2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票②	151
3 各機関の規程等に関する調査結果を踏まえた確認内容	161
4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応 に関する規程 ※規程の一例	165

## はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、これまで、各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため、平成27年度には悉皆調査で「履行状況調査」を実施するとともに、平成28年度には、公正な研究活動を推進するための先進的・特徴的な取組等を掘り起こし、各研究機関の取組を促進することを目的として「研究機関における公正な研究活動の推進に資する促進モデル調査」を実施している。平成29年度及び平成30年度は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査」として、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を実施した。現地調査では、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公立大学及び国立研究開発法人の15機関を対象に、「体制及び規程等の整備状況」「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」の項目について実施したところである。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備の推進方策にいかすとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制整備を実施することを期待するものである。

## 特徴的な取組

平成 30 年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、直接、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的としている。

平成 30 年度は、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、大学及び研究開発法人の 15 機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

### (1) 研究倫理教育の体制

#### ○研究倫理教育の履修管理

- ・一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の e ラーニングプログラム eAPRIN を実施し、運営会議に報告する等の取組を行っている。対象教員の受講率は 100%（平成 27 年度～29 年度）を達成している。（帯広畜産大学、P11）
- ・研究倫理教育責任者は部局の受講状況を定期的に統括管理責任者へ報告し、統括管理責任者は全学の受講状況を把握し、教育研究評議会に報告している。（平成 29 年度受講率：100%、平成 30 年度受講率：100%）（弘前大学、P19）
- ・e ラーニングについて、研究支援課が成績管理者となり、未受講者に対して電子掲示板・メール・書面にて受講を促している。（平成 29 年度：教員の受講率 100%）。（東北医科薬科大学、P27）
- ・大学の評価反映特別経費の評価項目となること、外部資金申請時の要件となっていることを通知するとともに、研究公正委員会にて各部局の eAPRIN の受講率を確認しており、教員の受講率 100%を達成している（平成 27、28、29 年度）。（佐賀大学、P139）
- ・毎年 eAPRIN 履修対象者に対してアンケート調査を実施し、不正防止室会議において検証を行い、役員懇談会や部局長会議、教授会で報告するとともに、検討した改善策に取り組むことにより履修率の向上を図っている。（東京海洋大学、P43）
- ・講義形式の研修の際に出欠をとって履修管理をしており、欠席者は学内ポータルサイトで動画を視聴し報告することとしており、一定期間報告がない場合は、事務担当者からメール連絡して視聴させている。（北九州市立大学、P130）
- ・平成 30 年度から人事システムを改修し、一括で研究倫理教育の受講データを取り込み、

また人事異動にもシステマティックに対応できるよう受講管理を行っている。(広島大学、P119)

#### ○研究倫理教育の計画や体制等

- ・不正行為防止計画推進本部が年度ごとに具体的な実施計画を立て、項目ごとに計画の実施を担う部局等の割り振りを行っている。担当となった部局等は、年度末に実施結果を推進本部に報告し、推進本部は実施状況を検証している。(東京外国語大学、P32)
- ・研究倫理教育の学修方法等の全学的な標準モデルをもとに、各部局が研究倫理教育計画を策定・実施し、その取組状況を研究公正委員会で確認することで、P D C Aを回している。(佐賀大学、P137)
- ・研究倫理教育計画では、研修のコースを3つに分類(研究者コース、一般コース、ダイジェストコース)し、基幹職(研究系)、基幹職(事務・技術系)及び支援職によって受講するコースを分けている。船員については、研究倫理教育責任者である海洋工学センター長が「船員コース」を策定している。(海洋研究開発機構、P51)

#### ○研究倫理教育に関する学内連携等

- ・広島大学研究不正防止対策推進室を大学の研究者倫理の向上に向けた取組を推進するため学長のもとに設置しており、研究費等の不正使用の防止等に対する体制及び取組(コンプライアンス教育)との相互連携を図っている。(広島大学、P118)
- ・学生に対する研究倫理教育に関しては、工学研究科長がカリキュラム等を審議する教務委員会委員長であり、研究倫理教育責任者も兼ねていることから研究倫理教育を推進するために教育部局と連携できる体制が構築されている。(長岡技術科学大学、P71)
- ・研究倫理教育の企画等を行う、推進委員会の構成員には教育担当理事が含まれており、教育部門と研究部門との連携が図られる仕組みになっている。(鳥取大学、P114)
- ・毎年4月に環境安全教育デーを設定し、全教職員を対象とした、「教職員研修」を開催している。その中で、研究不正防止対策室長である研究担当理事から「研究倫理教育」を、財務担当理事から「研究費の適切な執行」をコンプライアンス教育として実施している。(京都工芸繊維大学、P93)
- ・学部・研究科毎に教授会で、不正行為を事前に防止するための研究倫理に関する具体的な取り扱いを定めるために審議を行い、マニュアル等を作成して取組んでいる。研究倫理教育の実施に関しては、学部・研究科毎に大学院や学部の学生に対して実施する授業科目等を具体的に定めている。(名城大学、P72)
- ・研究活動不正防止推進委員会は、部局での研究倫理教育等の状況を収集することで課題を設定し、部局レベルで検討すべきことの提案や、部局での取組状況を全学的に紹介するという方法により研究倫理意識の熟成を行っている。(鳥取大学、P110)

## (2) 研究倫理教育に関する取組

### ○研究者等に対する研究倫理教育

- ・研究活動等不正防止対策室長（研究担当理事）が実施した「研究倫理セミナー」では、研究活動上の不正行為に関する制度等の説明に加え、大学独自の取組として、研究成果を適切に発表するための指針等についても説明している。（京都工芸繊維大学、P93）
- ・大学の責任体系や学内規程・制度等の周知と直近の改定内容の伝達を目的に、学内規程等から独自に資料を作成し、統括管理責任者が主催する研究倫理教育責任者・副責任者向けの研修を実施している。（北九州市立大学、P132）
- ・研究者全員に、大学が作成した「研究ガイドブック（名城大学学術研究支援センター）」等を配布し、これらを参考資料に倫理教育責任者が、研究倫理教育を行っている。（名城大学、P74）
- ・パンフレット「研究者の品格—科学の信頼のために—」を作成し配布している。パンフレットでは、社会に応える研究をおこなうため、研究の遂行や研究成果の発信において留意すべきこと等についても説明している。（京都工芸繊維大学、P93）
- ・各部局の学部長を研究倫理教育責任者とし、公正な研究活動の推進に関するリーフレット「公正な研究活動の推進のために 研究活動に携わる皆さまへ」の配布等により、研究倫理教育を行っている。（佐賀大学、P138）

### ○学生に対する研究倫理教育

- ・大学院生及び学部学生全員が APRIN e ラーニングプログラムを必ず受講することとしており、教員と学部学生が同じ教材を使うことにより、研究室等での指導における教育効果が高まることを大学として期待している。（東京海洋大学、P44）
- ・大学院修士課程の必修科目「研究倫理」は、研究倫理に精通している名誉教授の授業と専攻主任が行う各専攻分野での研究不正の事例からの学習等からなっており、授業内容充実のため、教務委員長が名誉教授と情報共有や必要な議論を行っている。（長岡技術科学大学、P62）
- ・学部学生については、新入生オリエンテーション「帯広畜産大学の教育システムおよび学生支援システム」において教育担当理事から、研究倫理教育に関する内容についても実施している。（帯広畜産大学、P13）
- ・学部学生に対しては、教養教育ガイダンスの際に、主体的・能動的学修力や学修・研究倫理についての「弘前大学スタディーガイド」を配布し、1年生の教養教育から研究倫理意識の醸成等に役立てている。（弘前大学、P23）
- ・学生向けの剽窃・盗用防止ガイドラインを策定し、履修案内に掲載して全員に配布しているほか、大学の Web ページ上に掲載し、周知を図っている。（東京外国語大学、P35）
- ・平成 30 年度から学部新入生を対象とした教養教育科目「大学教育入門」（全学共通の 2

単位必修科目)において、「学習・研究活動における倫理」として研究倫理に関する授業を行っている。(広島大学、P126)

- ・大学院の授業では、「研究倫理について」という独自で作成した教材を使用して授業を行っているほか、学内のオンライン学習管理システムに教材をアップし、学生がいつでもアクセスできるようにしている。(東京外国語大学、P36)

#### ○学位論文等に関する研究倫理教育の取組

- ・卒業論文・学位論文の倫理的担保のため、学生が研究倫理教育を受講して確認書により研究倫理に反することをやっていないことを自ら申立て、指導教員の確認を経て、卒業論文・学位論文を提出することとしている。(広島大学、P122)
- ・平成30年度以降入学の大学院学生に対して、研究者等に求められる倫理規範等を修得させるため、学位論文審査等に係る規程等について改正を行い、博士及び修士の学位論文審査及び教職修士(専門職)の学習成果報告書の審査に係る提出書類に、研究倫理教育の受講を証明する書類の添付を定めている。(弘前大学、P26)
- ・APRIN eラーニングプログラムの修了を学位論文の審査要件としており、学位論文審査委員会が修了を確認して「論文審査及び最終試験の結果要旨」に、「大学院海洋科学技術研究科が指定した研究者倫理教育を修了していることを確認した。」ことを明記している。(東京海洋大学、P45)
- ・博士学位審査において、不正行為等のないことの確認ができたものについて、申請者及び確認者(申請者が在学生においては指導教員)が署名をした学長宛の「博士学位論文の剽窃に係る届出書」を提出させることを制度として定めている。(長岡技術科学大学、P68)
- ・医学系研究科の各課程修了認定のために行う学位審査または論文提出による学位審査を受けるにあたり、研究倫理教育の受講を完了していることが審査資格の条件となっている。(鳥取大学、P113)
- ・人間学研究科では、研究活動全般における基本倫理、インフォームドコンセントやプライバシー保護などの実験・調査を伴う研究活動における留意事項等を徹底するため、大学院生に、「修士論文・試験・レポート等に関する注意事項」(人間学研究科)に基づいて、研究倫理遵守誓約書の提出を義務付けている。(名城大学、P79)

#### ○分野の特性をふまえた特徴的な研究倫理教育

- ・人文社会科学部では、学部で作成した「大学生のための学習の手引き」を作成し、基礎ゼミナールにおいて利用し、剽窃等の禁止事項について説明している。(弘前大学、P20)
- ・文化情報学部では、2018年4月に「レポート・研究報告の誠実性についての指針」が教授会で承認され、共有を図っている。(同志社大学、P104)
- ・経済学研究科の論文作成研修会において、大学の独自教材を使用し、学位論文の執筆に

あたって、論文の構成、テーマや先行研究を探すこと、参考文献の書き方例等を説明するとともに、研究倫理教育に関する内容として、剽窃についても指導を行っている。(滋賀大学、P83)

- ・海洋科学部では JABEE 認定を受けており、その一環として技術者倫理の中で、技術者としての倫理と責任ある社会活動を可能にする能力を身に付けるための科目を履修することとしている。(東京海洋大学、P46)
- ・心理学部では、学部4年生と大学院生に対して、毎年12月に個人情報保護に関する説明及び取扱の注意喚起メールを研究主任より送信している。(同志社大学、P100)

#### ○研究室等における研究倫理教育

- ・研究室から通し番号付のラボノートを支給し、ラボノートのルール(ボールペン使用、修正ペン禁止、日付、時間、コメントの書き方)を指導し、教員が定期的にラボノートを確認している。学生には、学部生から、ラボノートは「ラボの財産であり、研究の義務」であることを伝えている。(帯広畜産大学、P14)
- ・学生実験のプロトコルについては、学生が作成し教員が実験を進める前に内容を確認するとともに、プロトコルを電子化し、ラボメンバーが自由に閲覧できるようにし、予期しない誤りを防ぐための取組が行われている。(帯広畜産大学、P14)
- ・経済学部の社会フィールドワーク科目において調査を行う際、資料収集として、図書館利用の確認、使用可能な Web ページとして公的機関のみを指定するとともに、研究倫理として、出所表記の重要性について、大学が配布する「研究ガイドブック(名城大学学術研究支援センター)」等により指導を行っている。(名城大学、P76)
- ・農学部の研究室では、4年進級直前ガイダンスで、事故発生時の対応や日々の研究室の活動における留意事項等に関するマニュアルを配布するとともに、実験室内の良く目立つ場所に簡潔なマニュアルを掲示しており、研究・実験等について、安全配慮、服装、実験の進行に関する事柄とともに、実験ノートや測定データの電子ファイルの管理等も取り扱っている。(名城大学、P76)

#### ○外国人を対象とした研究倫理教育

- ・大学院修士課程の必修科目「研究倫理」については、日本語を十分に理解していない留学生等への対応として、英語による授業の開講を別途行い、すべての修士課程学生に研究倫理を理解させ、修得させるように取組んでいる。(長岡技術科学大学、P65)
- ・多様な受講者に配慮して、日・英・中の研究倫理教育に関する資料を準備しており、大学院生の ppt.テキスト教材(日・英・中)及び ppt.映像メディア(日・英)、学部学生の「レポート作成上の注意」(日・英・中)、「研究倫理案内」(日・英・中)が外国語に対応している。(広島大学、P124)

### (3) 一定期間の研究データの保存及び開示

#### ○研究データの保存等に関する取組

- ・研究資料等の保存に関して必要な情報を整理するため「研究資料等保存に関する情報整理票」の雛形を提示し、必要な情報の把握と収集の例示としている。(広島大学、P127)
- ・転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、「研究データ等引き継ぎ等証明書」により、該当する論文等を確認するとともに、保存媒体を記載したうえで、保管者の記名・押印のうえ、大学に提出することとしている。(京都工芸繊維大学、P96)

#### ○分野の特性を踏まえた研究データの保存等の取組

- ・保有する船舶や施設・設備等を利用して取得したデータ・サンプルについては、機構外の研究者等にも広く利用してもらうことを目的として、取扱いに関する規程類を定め、それぞれの管理責任・保管部署により保管・管理を行っている。(海洋研究開発機構、P54)
- ・練習船における海洋観測や調査については、船舶・海洋オペレーションセンター観測部門の研究者が、一般的な観測装置の保守点検、機器校正を行うとともに、そのデータを保存、管理している。練習船の航海士から受け取った船舶の運航に関わる GPS の位置情報や航海情報、ADCP データなども含められ、調査に参加した研究者に提供されるとともに、一部は公表している。(東京海洋大学、P47)
- ・海洋観測データについては、大学設置以来、長年の蓄積があり、情報の管理についてデータ責任者(所有者)の権利と義務等も含め整理し研究者に提供できるよう、専任研究者が所属する観測部門でデータの保存・開示を取扱っている。(東京海洋大学、P47)
- ・動物・食品検査診断センターでは、国際規格である ISO/IEC17025 の標準作業手順書(SOP)に対応することにより、実験ノート毎の目的・使用するサンプル・実験条件等が明確化され、記録が読みやすく記載されるとともに、実験 ID の番号の付与、実験ノートの一覧化により、データ等の識別可能性を確保し容易に検索できる形での管理が進められている。(帯広畜産大学、P16)

### (4) その他研究公正の推進に向けた取組

#### ○機関における管理・運営等と研究公正の推進

- ・機構全体で優先的に対応すべきリスクを優先対応リスクとして選定し、リスクマネジメント委員会の進捗管理の下で対応を行う体制があり、研究不正のガイドライン改正について優先対応リスクとして取り組んだ。(海洋研究開発機構、P58)
- ・平成 29 年 4 月に定めた「京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針」では、研究活動上の不正行為及び不適切な行為として、二重投稿の定義や判断基準

についての大学の見解を示すとともに、査読付き会議プロシーディングの業績カウント等、研究業績の取扱いを具体的に示している。(京都工芸繊維大学、P98)

- ・各部局の「eAPRIN」の受講率について、評価反映特別経費（教育（教学）、研究（学術）、社会貢献（地域・国際貢献）及び大学経営（経営基盤）の評価指標（24項目）により予算を配分）の項目としている。(佐賀大学、P144)
- ・研究不正防止対策推進室において研究倫理教育に関するFAQを作成し、全学情報共有基盤システム「いろは」（学内限定）に掲示している。(広島大学、P129)
- ・近隣の私立大学（2校）に対して、研究不正防止対策推進室による研究倫理教育講習会の講義の支援を行い、講師を派遣している。(広島大学、P128)

#### ○研究公正の推進に関する組織の強化等

- ・研究・イノベーション推進機構に、研究や産学連携活動における各種リスクマネジメントに対応するため「リスクマネジメント部門」を新設し、研究推進体制を強化している。(弘前大学、P26)
- ・事務組織改編により、研究公正の推進等に関する業務を充実するため、新たに専門部署として「研究支援課」を設置し、全学委員会である研究倫理委員会の支援など、研究倫理教育の実施体制等を強化している。(東北医科薬科大学、P31)
- ・「学術研究支援センター」が大学全体の研究公正を担う部署となっており、設置されているコンプライアンス推進責任者（学術研究支援センター長）、同副責任者（同事務部長）が中心にコンプライアンス教育を推進するほか、センター職員が啓蒙活動に努めている。(名城大学、P78)

#### ○研究公正に関する図書館等の取組

- ・附属図書館内に大学院生を相談員とした学習相談デスクを設置しており、「レポートに役立つ参考文献&引用」など同デスクで作成した資料等を用いて、参考文献の書き方や引用文の示し方など学生から寄せられる学習に関する相談に対応している。(東京外国語大学、P39)
- ・ラーニング・コモンズにおける学習指導として、ラーニング・アシスタント（トレーニングを受けた大学院生）が、引用の方法や参考文献の書き方、質問紙調査の進め方などを分かりやすくまとめた資料を用いて、学習相談にきた学生に説明している。(同志社大学、P103)
- ・博士学位論文については、主指導教員からの不正引用等の有無にかかる確認依頼を受け、大学院教育部長から大学附属図書館に解析を依頼し、大学附属図書館がソフトウェアを用いて解析を行うこととしている。(帯広畜産大学、P16)
- ・図書館において平成30年9月に「研究安全」の特集を行った際、研究不正に関する書籍も紹介している。(海洋研究開発機構、P59)

- ・情報倫理教育に関して、情報演習室や図書館、創造学習センターに設置している学生教育用コンピューターに、情報機器の利用のマナーやレポート作成において倫理的に注意すべきポイント等を学習できる環境を提供している。(滋賀大学、P91)

#### ○研究公正を推進するための研究環境の整備等

- ・閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスクへの抑止として、医学部（福室キャンパス）においては、教授室を除く研究室を個室とはせずオープンスペースとしている。また、大部屋の共同実験室等を設け、日常的に研究者の交流が行われる環境を整えている。(東北医科薬科大学、P31)
- ・平成30年度から、医学部では、大学院生に対する研究教育指導体制を強化し、いわゆる「風通しの良い」研究環境を整えるための取組として、大学院生1名に対し副指導教員を配置している。(鳥取大学、P116)
- ・研究成果の公表の前には、独自の研究業績データベースを通じて必ず所属長の承認を得る仕組みがあるため、成果の公表を上長が必ず確認している。(海洋研究開発機構、P60)
- ・理事（研究担当）が大学における研究に関する諸課題等について定期的に部局訪問をしており、教授会等において研究倫理教育の推進や未受講者への対応依頼等を行っている。(広島大学、P128)
- ・論文の一般的な作法（注意すること）を再確認することを期待し、若手研究者（助教～准教授を、博士課程学生は参考）を対象に英語論文執筆セミナーを開催している。(京都工芸繊維大学、P99)
- ・「研究倫理向上ウィーク」（10/15-11/2）の期間中に、研究倫理委員会が講演会を開催するとともに、図書館、学習支援・教育開発センターの協力を得て、研究倫理に資する関連図書の展示や交流会等を開催し、キャンパス全体の研究倫理意識の醸成を図っている。(同志社大学、P107)